

令和2年度 兵庫県高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、兵庫県内に居住する高齢者に対し、ペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の設置等に要する経費の一部を補助することにより、高齢運転者の交通事故防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自家用自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(2) 安全装置

次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するもの。ただし、後付けの安全装置については、急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日付国自技第107号「急発進等抑制装置に係る先行個別認定の募集について」別添）又は後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和2年国土交通省告示第479号）に基づく認定を受けているものに限る。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置（ただし、車内の操作により機能を停止することが可能なものに限る。）

イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたカメラ又はセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置

(補助対象者)

第4条 この要綱により、補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 兵庫県に居住する者

(2) 令和3年3月31日現在で75歳以上となる者

(3) 自動車（自動二輪を除く。）を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している者

(4) 自家用自動車に安全装置を設置した者。ただし、安全装置を設置する自家用自動車は、補助対象者が運転する場合に主に使用する自家用自動車であって、自動車税又は軽自動車税の未納がないものに限る。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等は、次のとおりとする。ただし、国の「安全運転サポート車普及促進事業補助金」を活用する場合、併用できない。

(1) 補助対象経費

ア 補助対象者が、後付け安全装置の購入及び設置するのに要した経費

イ 補助対象者が、自家用自動車を新規購入する際に、オプションにより安全装置を設置するのに要した経費

ただし、オプションが安全装置以外のものと一体的に装備する設定のみの場合は、安全装置以外のものも含め一体的に装備するのに要した経費とする。

(2) 補助金の交付額

補助金の交付額は、22,000円とする。ただし、補助対象者1人につき1回限りの交付とする。なお、補助対象経費が22,000円を下回る場合は補助対象経費の額（1,000円未満端数がある場合は端数を切捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 安全装置設置証明書(様式第1の2号)
- (2) 運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。）の写し
- (3) 安全装置を設置する自家用自動車の自動車検査証
- (4) 安全装置を設置する自家用自動車の自動車税又は軽自動車税の未納がないことが分かる書類
- (5) 申請者以外の者が自動車検査証の所有者欄（所有権の留保がされている場合は使用者欄）に記載されている自家用自動車に安全装置を設置する場合にあっては、安全装置設置にかかる誓約書(様式第1の3号)
- (6) (3)に規定する自家用自動車の所有者の現住所と自動車検査証の住所が異なる場合は、所有者が同一人であることが分かる書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定及び補助金額の確定をするものとし、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

(補助対象期間等)

第8条 安全装置の設置は、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間とする。なお、自家用自動車を新規購入する際に、オプションにより安全装置を設置する場合、完了日は新規登録又は移転登録に係る自動車検査証の交付年月日とする。

- 2 補助金交付申請書兼実績報告書の申請は、補助対象者が安全装置の設置を完了した日から令和3年3月31日までとする。
- 3 知事が、申請受付期間中に補助金交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、受付を中止することがある。

(調査等)

第9条 知事は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助対象者に対し、安全装置の設置に関する報告を求め若しくは物件を調査し又は関係者に対し、質問をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならない。並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

(補助金の請求)

第10条 知事は、第7条の額の確定を行ったのち、補助対象者から提出される補助金請求書

(様式第3号)により補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助対象者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団等であるとき。

(加算金及び遅延利息)

第12条 補助対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第13条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 補助対象者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助対象者は、安全装置の設置を行うに当たっては、暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助対象者は、補助対象経費で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。1年6か月を経過しない場合は、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売却、貸付け、担保、廃棄（以下「処分」という。）に供してはならない。

ただし、廃棄については故障等補助対象者の責によらないものは除くものとする。

2 補助対象者は、前項の財産の処分をしようとするときは、次の各号の場合を除き、知事に財産処分承認申請書(様式第4号)を提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象者が有効な運転免許を保有しなくなった場合
- (2) 装置を設置した自動車が抹消登録された場合
- (3) 設置した安全装置と同等以上の機能を有する自動車に乗り換える場合

3 知事は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、財産処分承認通知書(様式5号)により通知するものとし、当該財産を処分したことにより収入が生じたときは補助金の範囲内で全部又は一部を県に納付させることとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。